

＊北海道公報

目次

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

規則

- 北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (水産経営課) 一四六
- 北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則 (出納局総務課) 一四六

告示

- 生活保護法による介護機関の指定 (保護課) 一四六
- 生活保護法による指定介護機関の変更(廃止)の届出 (保護課) 一四八
- 大規模小売店舗立地法第六条第五項(廃止)の届出 (地域産業課) 一四八
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に係る登録格付機関の事業所の名称及び所在地の変更 (道産食品安全室) 一四八
- 平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(農政部所管分 その二) (農政課) 一四九
- 土地改良区の定款の変更の認可 (土地改良指導課) 一五〇
- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (水産林務部企画調整課) 一五〇
- 定置漁業の漁場計画 (漁業管理課) 一五一
- 地域森林計画の変更 (森林計画課) 一五八
- 知事権限に係る保安林の指定の予定 (治山課) 一五九
- 知事権限に係る保安林の指定の解除の予定(二件) (治山課) 一五九
- 公共測量の実施の通知 (建設部総務課) 一六〇
- 公共測量の終了の通知 (建設部総務課) 一六〇
- 過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の完了 (道路計画課) 一六〇
- 公有水面の埋立ての免許の出願 (砂防災害課) 一六一
- 市町村の決定に係る都市計画に関する図書の写しの縦覧 (都市計画課) 一六一
- 都市計画の変更の決定 (都市計画課) 一六一
- 市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の写しの縦覧 (都市計画課) 一六二
- 都市計画事業の認可(二件) (公園下水道課) 一六二
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定 (食品衛生課) 一六三
- 公募型プロポーザルの実施 (森林計画課) 一六三
- 公募型プロポーザルの実施 (森林活用課) 一六四

公告

- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定

道教育庁石狩教育局告示

- 特定調達契約(物品の購入)に係る入札の公告の一部改正 一六五
- 道選挙管理委員会告示

- 個人演説会等の施設の指定の一部改正 一六五

- 政治団体の設立の届出の一部改正 一六五

- 政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正 一六六

道公安委員会告示

- 警備法業の規定に基づく講習の実施 一六八

道警察本部告示

- 一般競争入札の実施に関する公告 一六八

公布された規則のあらまし

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(規則第六十八号)

- 一 趣旨
漁業近代化資金の利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。

- 二 内容
漁業近代化資金の利子補給率のうち、○・四パーセントのものを○・二ポイント引き上げることとした(第二条第二項の表関係)。

- 三 施行期日等
この規則は、公布の日から施行し、平成十四年四月二日以後の利子補給承認分から適用することとした。

北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則(規則第六十九号)

- 一 趣旨
公共工事標準請負契約款が改正されたことにかんがみ、建設工事請負標準契約書式について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

- 二 内容
建設工事請負標準契約書式について、分別解体等の実施が義務付けられることとなる一定規模以上の建設工事である場合に記載すべき事項を追加することとした(別記関係)。

三 施行期日

この規則は、平成十四年五月三十日から施行することとした。

規 則

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年五月二十四日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第六十八号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年北海道規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「年〇・四パーセント」を「年〇・六パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成十四年四月二日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年五月二十四日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第六十九号

北海道建設工事執行規則の一部を改正する規則
北海道建設工事執行規則（昭和三十九年北海道規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項の表の「平成 年 月 日」を「年 月 日」に、
「5 契約保証金 金 円」を

「5 契約保証金 金 円
(6 再資源化等に要する費用等)

(注) 括弧書きの部分は、建設工事に係る資材の再資源化
法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事

保証金 金 円」を

資源化等に要する費用、(2)解体工事に要する費用、(3)
再資源化等をするための施設の名称及び所在地につい

等に関する法律（平成12年
である場合）に使用し、(1)再
分別解体等の方法並びに(4)
てそれぞれ記入する。」

じ。）」の次に「（同条第3項の重要な工事で政令で定めるもの場合は、工事現場ごとに
専任の者とする。以下同じ。）」を「及び」の直後の事項を添える。

附 則

この規則は、平成十四年五月三十日から施行する。

告 示

北海道告示第904号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための
居宅介護若しくは居宅介護支援計画又は施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成14年5月24日

北海道知事 堀 達 也

名 称 又 は 氏 名	サ ー ビ ス の 種 類	所 在 地 又 は 住 所	指 定 年 月 日
勤医協ヘルパーズテー ションとうべつ	訪問介護	石狩郡当別町錦町1091番地	平成14. 4. 1
ＰＯＰケア苫小牧	訪問介護	苫小牧市大成町2丁目6番2号	同 14. 3. 1
更別村社会福祉協議会	訪問介護	河西部更別村字更別190番地8	同 14. 4. 1
訪問介護事業所		更別村老人福祉センター内	
更別村社会福祉協議会	訪問入浴 介護	河西部更別村字更別190番地8	同
訪問入浴介護事業所		更別村老人福祉センター内	
更別村社会福祉協議会	通所介護	河西部更別村字更別190番地8	同
通所介護事業所		更別村老人福祉センター内	
更別村社会福祉協議会	居宅介護 支援	河西部更別村字更別190番地8	同
居宅介護支援事業所		更別村老人福祉センター内	
訪問介護サービス センター	訪問介護	室蘭市港北町2丁目5番16号	同
居宅介護支援コースモス 悠	居宅介護 支援	同	同
特定非営利活動法人 友づれワーク	訪問介護	虻田郡豊浦町字東雲町16番地	同 12.10.11
有限会社フアミリーケ アサポート	訪問介護	留萌市開運町2丁目1番6号	同 14. 2. 1
在宅サツボロおいわけ ヘルパーズテーション	訪問介護	勇払郡追分町本町5丁目41番地	同 12.10. 1
在宅サツボロおいわけ 介護支援センター	居宅介護 支援	同	同

平成十四年五月二十四日

深 川 第 一 病 院	訪問リハビリテーション 居宅療養 管理指導	同	同	同
同	同	同	同	同
有限会社ハッピーライ フさわやかグループ	訪問介護	室蘭市東町2丁目29番3号	同	14. 4. 1
有限会社ハッピーライ フ支援 ²¹	居宅介護 支援	同	同	同
社会福祉法人北海道社会事業協会帯広病院	訪問看護	帯広市東5条南9丁目2番地	同	12. 4. 1
ふれあい・幸楽園短期 入所生活介護事業所	短期入所 生活介護	虻田郡虻田町字清水434番地	同	13. 10. 1

北海道告示第 905 号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり届出があった。
平成14年5月24日

北海道知事 堀 達 也

名 称 又 は 氏 名

サービス
の 種 類

所 在 地 又 は 住 所

平 成 14. 3. 31 廃止

有限会社ハッピーライ
フ支援²¹

居宅介護
支援

室蘭市寿町1丁目13番15号

同

有限会社ハッピーライ
フさわやかグループ

訪問介護

室蘭市寿町1丁目13番15号

同

ふれあい・幸楽園短期
入所生活介護事業所

短期入所
生活介護

虻田郡虻田町字入江257番地

同

丸瀬布町指定居宅介護
支援事業所

居宅介護
支援

丸瀬布町中町115番2

同

フジタ薬局大曲店

居宅療養
管理指導

釧路市柳町13番26号

同

深 川 第 一 病 院

居宅療養
管理指導
介護療養
型医療施設

深川市4条12番7号

同

訪問看護ステーション
千代ヶ台

訪問介護

函館市千代台町3番5号

同

訪問看護ステーション
千代ヶ台

訪問介護

留萌市千鳥町2丁目90

同 14. 2. 1 同

江差町ケアランセン ター	居宅介護 支援	江差町字中歌町193番地 の1	同	14. 3. 31 同
美幌町在宅サービス 業所	居宅介護 支援	美幌町字東2条北2丁目	同	同

北海道告示第 906 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の廃止について届出があった。
平成14年5月24日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ルーアサイト豊永ACD館
旭川市永山12条3丁目

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ふじ 代表取締役社長 六車 亮
旭川市流通団地1条1丁目

- (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
2,513㎡

- (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
922㎡²ほか

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成14年5月20日

- (6) 変更する理由
営業政策上の理由による同一敷地内建物の分断および店舗面積の縮小のため

- 2 届出年月日
平成14年5月14日

北海道告示第 907 号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第16条第6項の規定により、次のとおり格付けを行う登録格付機関の事業所の所在地を変更した旨届出があった。
平成14年5月24日

北海道知事 堀 達 也

- 1 登録格付機関の名称

社団法人北海道酪農検定検査協会
2 変更した事業所の名称及び所在地
本所 札幌市中央区北3条西7丁目1 酪農センター内
3 変更後の事業所の名称及び所在地
本所 札幌市中央区北4条西1丁目1番地

北海道告示第 908 号
北海道が平成14年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。
平成14年5月24日

北海道知事 堀 達 也

(農政部所管分 その2)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	摘要
1 農業経営基盤強化促進対策事業 地域農業の振興を図るため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村、農業協同組合、農業委員会又は民法法人等が農業経営基盤強化促進対策事業（市町村以外の事業主体にあっては、経営改善支援活動事業のうち経営改善支援活動、農地利用集積緊急推進事業、遊休農地解消総合対策事業のうち集落機能活用事業、ポラソナイア活用モデル事業、土地条件整備事業及び認定農業者農作業受委託集積事業のうち営農合理化促進活動に限る。）を行う場合における当該事業に要する経費	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式（申請者が市町村である場合を除く。） 農政第158号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第158号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 支庁	
(2) 農業会議事業	北海道農業会議	北海道農業会議が農業経営基盤強化促進対策事業（経営改善支援活動事業、農地流動化地域総合推進事業、農地利用集積緊急推進事業及び農地利用集積実践事業に限る。）を行う場合における当該事業に要する経費	定額	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第158号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第158号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部農地調整課	

2	農業委員会活動促進事業 市町村農業委員会の事業活動を助長するため、予算の範囲内で補助する。	市町村	市町村農業委員会が農業委員会活動促進事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 委員及び職員の設置並びに農地等の利用関係に関する調査及び資料の整備に要する経費 (2) 農業経営管理能力向上支援事業費 (3) 農地調整事務処理事業費 (4) 農地情報システム整備事業費 (5) 標準小作料改訂事業費	定額 2分の1以内 10分の10以内 定額 10分の10以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第1号様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第1号様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁	
3	地域農業プラン推進事業 地域農業構造の確立に向けた計画の策定及び推進を図るため、予算の範囲内で補助する。							
(1)	市町村段階事業	市町村	市町村が地域農業プラン推進事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、次に掲げるもの (1) 経営対策体制整備推進事業 (2) 地域農業構造改革緊急対策推進事業	2分の1以内	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 農政第51号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第51号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 支庁	
(2)	農業団体段階事業	北海道農業協同組合中央会	北海道農業協同組合中央会が地域農業構造改革緊急対策推進事業を行う場合における当該事業に要する経費	定額	共通第14号様式 共通第18号様式 共通第20号様式 共通第32号様式 農政第51号様式 別に指示する様式	共通第29号様式 共通第31号様式 農政第51号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先 1部 別に指示する日 農政部農地調整課	

北海道告示第 909 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成14年 5 月24日

認可年月日 土地改良区名
平成14. 5. 13 余市川土地改良区

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 910 号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成14年 5 月24日

同 栗山土地改良区
同 14. 5. 14 今金土地改良区

1	任意契約に係る特定役務の名称及び数量 平成14年度マリネット北海道保守運用サポート業務	北海道知事 堀 達 也
2	任意契約の相手方を決定した日 平成14年 4月 2日	
3	任意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ (2) 住 所 東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3号	
4	任意契約に係る契約金額 36,225,000円	
5	契約の相手方を決定した手続 任意契約	北海道知事 堀 達 也

6	任意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第 1項第 2号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道水産林務部企画調整課研究企画グループ (2) 所在地 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	
北海道告示第 911号 漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第 1項の規定により、網走海区における定置漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。 平成14年 5月24日		
1	免許予定日 平成14年 6月27日	雄さけ・ます定 第1号 } 定置漁業 } さけ・ます定置漁業 } 7月1日から 9月15日まで } 紋別郡雄武町 地先 } 網走海区漁業調整委員会に備え置く漁場 図のとおり } 雄武町 } (1) 敷設する身網の数は、2個以下であること。 (2) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがある。
2	申請期間 平成14年 5月24日から30日午後 5時まで	
3	存続期間 免許の日から平成15年12月31日まで	
4	免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件	
漁 場 番 号	漁 業 の 内 容 漁 業 種 類 漁 業 の 名 称 漁 業 時 期 漁 場 の 位 置 漁 場 の 区 域 地 元 地 区 制 限 又 は 条 件	
雄さけ・ます定 第1号	雄さけ・ます定 第1号	
同 第2号	同 第2号	
同 第3号	同 第3号	
同 第4号	同 第4号	
同 第5号	同 第5号	
同 第6号	同 第6号	
同 第7号	同 第7号	
同 第8号	同 第8号	
同 第9号	同 第9号	
同 第10号	同 第10号	
同 第11号	同 第11号	
同 第12号	同 第12号	
同 第13号	同 第13号	
同 第14号	同 第14号	
同 第15号	同 第15号	
同 第16号	同 第16号	

平成十四年五月二十四日

金 曜 日

一五二

雄たけ・ます定	第17号					
同	第18号					
同	第19号					
同	第20号					
同	第21号					
同	第22号					
同	第23号					
同	第24号					
同	第25号					
興さけ・ます定	第 1号					
同	第 2号					
同	第 3号					
同	第 4号					
同	第 5号					
同	第 6号					
同	第 7号					
同	第 8号					
同	第 9号					
同	第10号					
同	第11号					
同	第12号					
同	第13号					
同	第14号					
同	第15号					
同	第16号					
同	第17号					
同	第18号					
同	第19号					
同	第20号					
同	第21号					
同	第22号					
同	第23号					
紋さけ・ます定	第 1号					
同	第 2号					
同	第 3号					

[illegible]

平成十四年五月二十四日

金 曜 日

一五四

網走市及び 小清水町浜 小清水						
網走市地先						
7月1日から 9月10日まで						
第6号	第6号	第6号	第6号	第6号	第6号	第6号
第7号	第7号	第7号	第7号	第7号	第7号	第7号
第8号	第8号	第8号	第8号	第8号	第8号	第8号
第9号	第9号	第9号	第9号	第9号	第9号	第9号
第10号	第10号	第10号	第10号	第10号	第10号	第10号
第11号	第11号	第11号	第11号	第11号	第11号	第11号
第12号	第12号	第12号	第12号	第12号	第12号	第12号
第13号	第13号	第13号	第13号	第13号	第13号	第13号
第14号	第14号	第14号	第14号	第14号	第14号	第14号
第15号	第15号	第15号	第15号	第15号	第15号	第15号
第16号	第16号	第16号	第16号	第16号	第16号	第16号
第17号	第17号	第17号	第17号	第17号	第17号	第17号
第18号	第18号	第18号	第18号	第18号	第18号	第18号
第19号	第19号	第19号	第19号	第19号	第19号	第19号
第20号	第20号	第20号	第20号	第20号	第20号	第20号
第21号	第21号	第21号	第21号	第21号	第21号	第21号
第22号	第22号	第22号	第22号	第22号	第22号	第22号
第23号	第23号	第23号	第23号	第23号	第23号	第23号
第24号	第24号	第24号	第24号	第24号	第24号	第24号
第25号	第25号	第25号	第25号	第25号	第25号	第25号
網走市・ます定	網走市・ます定	網走市・ます定	網走市・ます定	網走市・ます定	網走市・ます定	網走市・ます定
第1号	第1号	第1号	第1号	第1号	第1号	第1号
第2号	第2号	第2号	第2号	第2号	第2号	第2号
第3号	第3号	第3号	第3号	第3号	第3号	第3号
第4号	第4号	第4号	第4号	第4号	第4号	第4号
第5号	第5号	第5号	第5号	第5号	第5号	第5号
第6号	第6号	第6号	第6号	第6号	第6号	第6号
第7号	第7号	第7号	第7号	第7号	第7号	第7号
第8号	第8号	第8号	第8号	第8号	第8号	第8号
第9号	第9号	第9号	第9号	第9号	第9号	第9号
第10号	第10号	第10号	第10号	第10号	第10号	第10号
第11号	第11号	第11号	第11号	第11号	第11号	第11号
第12号	第12号	第12号	第12号	第12号	第12号	第12号
第13号	第13号	第13号	第13号	第13号	第13号	第13号
第14号	第14号	第14号	第14号	第14号	第14号	第14号
第15号	第15号	第15号	第15号	第15号	第15号	第15号

網さけ・ます定	第16号
同	第17号
同	第18号
同	第19号
同	第20号
同	第21号
同	第22号
同	第23号
同	第24号
同	第25号
同	第26号
同	第27号
同	第28号
同	第29号
同	第30号
同	第31号
同	第32号
斜さけ・ます定	第1号
同	第2号
同	第3号
同	第4号
同	第5号
同	第6号
同	第7号
同	第8号
同	第9号
同	第10号
同	第11号
同	第12号
同	第13号
同	第14号
同	第15号
同	第16号
同	第17号
同	第18号

斜里郡小清水町地先

斜里郡斜里町地先

小清水町字
止別及び
斜里町

平成十四年五月二十四日 金 曜 日

総代付・世帯

- 第19号
- 第20号
- 第21号
- 第22号
- 第23号
- 第24号
- 第25号
- 第26号
- 第27号
- 第28号
- 第29号
- 第30号
- 第31号
- 第32号
- 第33号
- 第34号
- 第35号
- 第36号
- 第37号
- 第38号
- 第39号
- 第40号
- 第41号
- 第42号
- 第43号
- 第44号
- 第45号
- 第46号
- 第47号
- 第48号
- 第49号
- 第50号
- 第51号
- 第52号
- 第53号

斜さけ・共す定	第54号
同	第55号
同	第56号
同	第57号
宇さけ・共す定	第1号
同	第2号
同	第3号
同	第4号
同	第5号
同	第6号
同	第7号
同	第8号
同	第9号
同	第10号
同	第11号
同	第12号
同	第13号
同	第14号
同	第15号
同	第16号
同	第17号
同	第18号
同	第19号
同	第20号
同	第21号
同	第22号
同	第23号
同	第24号
同	第25号
同	第26号
同	第27号
同	第28号
同	第29号
同	第30号
同	第31号

宇佐け・ます定	第32号					
同	第33号					
同	第34号					
同	第35号					
同	第36号					
同	第37号					
同	第38号					
同	第39号					
同	第40号					
同	第41号					
同	第42号					
同	第43号					
同	第44号					
同	第45号					
同	第46号					
同	第47号					
同	第48号					
同	第49号					
同	第50号					
同	第51号					
同	第52号					
同	第53号					
同	第54号					
同	第55号					
同	第56号					
同	第57号					

北海道告示第 912 号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により変更する、後志胆振、石狩空知、上川北部、宗谷、網走東部及び十勝の6森林計画区に係る地域森林計画の変更案を森林計画図とともに、次のとおり縦覧に供する。

なお、意見を述べようとする者は、平成14年6月26日までに知事に意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所、(2)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて提出することができる。

その提出先は、札幌市中央区北3条西6丁目（郵便番号 060 - 8588）北海道水産林務部森

林計画課とする。

平成14年5月24日

1 後志胆振森林計画区に係る地域森林計画の変更案

(1) 縦覧図書

後志胆振地域森林計画書（案）及び森林計画図

(2) 縦覧場所

北海道知事 堀 達 也

北海道水産林務部森林計画課、北海道後志支庁経済部林務課及び後志森づくりセンター — 2 石狩空知森林計画区に係る地域森林計画の変更案 (1) 縦覧図書 石狩空知地域森林計画書（案）及び森林計画図 (2) 縦覧場所 北海道水産林務部森林計画課、北海道石狩支庁経済部林務課、北海道空知支庁経済部林務課、石狩森づくりセンター及び空知森づくりセンター 3 上川北部森林計画区に係る地域森林計画の変更案 (1) 縦覧図書 上川北部地域森林計画書（案）及び森林計画図 (2) 縦覧場所 北海道水産林務部森林計画課、北海道上川支庁経済部林務課、上川北部森づくりセンター及び上川北部森づくりセンター各寄分室 4 宗谷森林計画区に係る地域森林計画の変更案 (1) 縦覧図書 宗谷地域森林計画書（案）及び森林計画図 (2) 縦覧場所 北海道水産林務部森林計画課、北海道宗谷支庁経済部林務課及び宗谷森づくりセンター — 5 網走東部森林計画区に係る地域森林計画の変更案 (1) 縦覧図書 網走東部地域森林計画書（案）及び森林計画図 (2) 縦覧場所 北海道水産林務部森林計画課、北海道網走支庁経済部林務課及び網走東部森づくりセンター 6 十勝森林計画区に係る地域森林計画の変更案 (1) 縦覧図書 十勝地域森林計画書（案）及び森林計画図 (2) 縦覧場所	北海道水産林務部森林計画課、北海道十勝支庁経済部林務課、十勝森づくりセンター及び十勝森づくりセンター大樹事務所 7 縦覧期間 平成14年5月27日から6月26日まで 北海道告示第913号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。 平成14年5月24日 北海道知事 堀 達 也 1 保安林予定森林の所在 標津郡中標津町字養老牛486の1・493の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備 3 指 定 施 業 要 件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐は、択伐による。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁経済部林務課及び中標津町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第914号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。 平成14年5月24日 北海道知事 堀 達 也 1 解除予定保安林の所在 釧路市新野27の1・29の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 霧害の防備 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
---	--

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 915 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年 5 月24日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 解除予定保安林の所在 虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町172の1・173の1（以上2筆場所）について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定され 土砂の流出の防備

た目的

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁経済部林務課及び虻田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 解除予定保安林の所在 上川郡上川町字豊原378・380（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定され 風害の防備

た目的

(3) 解 除 の 理 由 農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道上川支庁経済部林務課及び上川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 解除予定保安林の所在 枝幸郡枝幸町風烈布1651の1（次の図に示す部分に限る。）、1651の2

(2) 保安林として指定され 風害の防備

た目的

(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道宗谷支庁経済部林務課及び枝幸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 916 号

札幌市長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年 5 月24日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（座標値変換）
- 2 作業期間 平成14年 4 月 8 日から 5 月31日まで
- 3 作業地域 札幌市

北海道告示第 917 号

旭川市長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による通知があった。

平成14年 5 月24日

北海道知事 堀 達 也

- 1 作業種類 公共測量（都市計画基本図作成）
- 2 作業期間 平成13年 5 月29日から12月14日まで
- 3 作業地域 旭川市、鷹栖町

北海道告示第 918 号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。

平成14年 5 月24日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 路 線 名 赤平市道基線
- (2) 工 事 区 間 赤平市延岡町294番3地先から赤平市延岡町281地先まで
- (3) 工 事 の 種 類 改築
- (4) 工 事 の 完 了 の 日 平成14年 5 月24日

- 2(1) 路 線 名 赤平市道住吉線
- (2) 工 事 区 間 砂川市富平454番地先から赤平市住吉町29番地先まで
- (3) 工 事 の 種 類 改築
- (4) 工 事 の 完 了 の 日 平成14年 5 月24日

- 3(1) 路 線 名 厚岸町道床潭末広間道路
- (2) 工 事 区 間 厚岸郡厚岸町道床潭末広間199番2地先から厚岸郡厚岸町道床潭末広間308番地先まで

- (1) 工事の種類

改築
- (2) 工事の完了の日

平成14年 5 月24 日

北海道告示第 919 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項の規定により、公有水面の埋立ての免許を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から起算し 3 週間、公衆の縦覧に供する。

平成14年 5 月24 日

北海道知事 堀 達 也

1 出 願 の 年 月 日

2 出 願 者

(1) 名 称

(2) 住 所

(3) 代表者の氏名

3 埋 立 区 域

(1) 位 置

(2) 区 域

静内郡静内町字東静内637番及び642番地先の公有水面
次の 1 の地点から13の地点までを順次に結んだ線及び1 の地点と13
の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量
の成果を使用）

1 の地点 東静内漁港原点（北緯42度17分34秒 3、東経142度27分24秒 6）か

ら方向角333度59分00秒の方向239.45mの地点

2 の地点 1 の地点から方向角259度01分21秒の方向15.94mの地点

3 の地点 2 の地点から方向角349度01分40秒の方向0.10mの地点

4 の地点 3 の地点から方向角248度58分22秒の方向29.67mの地点

5 の地点 4 の地点から方向角259度01分32秒の方向131.45mの地点

6 の地点 5 の地点から方向角306度00分25秒の方向4.76mの地点

7 の地点 6 の地点から方向角36度00分35秒の方向15.22mの地点

8 の地点 7 の地点から方向角79度02分29秒の方向89.95mの地点

9 の地点 8 の地点から方向角350度39分19秒の方向0.16mの地点

10の地点 9 の地点から方向角63度59分15秒の方向5.28mの地点

- (1) 位 置

静内郡静内町字東静内637番及び642番地先並びに637番及び642番
次のAの地点からEの地点までを順次に結んだ線及びAの地点とE
の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量
の成果を使用）
- (2) 区 域

Aの地点
Bの地点
Cの地点
Dの地点
Eの地点
- (3) 面 積

2,289.27㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位 置

(2) 区 域

Aの地点

東静内漁港原点（北緯42度17分34秒 3、東経142度27分24秒 6）か
ら方向角340度38分30秒の方向223.55mの地点

Bの地点から方向角259度01分32秒の方向231.73mの地点

Cの地点から方向角83度39分40秒の方向31.79mの地点

Dの地点から方向角72度57分26秒の方向35.14mの地点

Eの地点から方向角79度02分30秒の方向174.45mの地点

(3) 面 積

5 埋立地の用途

漁港施設用地

北海道告示第 920 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第 2 項の規定により、次に掲げる市町村が決定した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成14年 5 月24 日

北海道知事 堀 達 也

都 市 計 画 の 種 類

札幌圏都市計画再開発地区計画（東さっぽろ地区）

函館圏都市計画地区計画（中野通西地区）

滝川都市計画その他の処理施設

砂川都市計画その他の処理施設

札幌市

上 磯 町

滝 川 市

砂 川 市

北海道告示第 921 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 1 項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成14年 5 月24 日

北海道知事 堀 達 也

1 岩内都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
(2) 都市計画を定めた土地の区域

種 別	名 称	起 点	終 点	主な経過地
幹線街路	3・3・3号 停車場通	岩内町字万代	岩内町字宮園	岩内町字栄

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

2 函館圏都市計画墓園に係る事項

- (1) 都市計画の種類 墓園
(2) 都市計画を定めた土地の区域

追加する部分
名 称
2 野崎公園 上磯郡上磯町字野崎

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

北海道告示第 922 号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成14年5月24日

北海道知事 堀 達 也

都 市 計 画 の 種 類	市 町 村 名
札幌圏都市計画防火地域及び準防火地域	札幌市
函館圏都市計画用途地域	函 館 市
函館圏都市計画市場	同
函館圏都市計画用途地域	同
函館圏都市計画下水道	同
室蘭圏都市計画公園	室 蘭 市
室蘭圏都市計画その他の処理施設	同
室蘭圏都市計画公園	伊 達 市
室蘭圏都市計画その他の処理施設	同
根室都市計画下水道	根 室 市
鶴川都市計画用途地域	鶴 川 町

北海道告示第 923 号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成14年5月24日

北海道知事 堀 達 也

1(1) 施行者の名称	札幌市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	札幌圏都市計画緑地事業 45号 発寒3条緑地
(3) 事業の施行期間	平成14年5月24日から平成16年3月31日まで
(4) 事業地	札幌市西区発寒3条4丁目地内
ア 収用の部分	なし
イ 使用の部分	なし
2(1) 施行者の名称	札幌市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	札幌圏都市計画公園事業 2・2・948号 西宮の沢やすらぎ公園
(3) 事業の施行期間	平成14年5月24日から平成15年3月31日まで
(4) 事業地	札幌市手稲区西宮の沢1条4丁目地内
ア 収用の部分	なし
イ 使用の部分	なし
3(1) 施行者の名称	札幌市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	札幌圏都市計画公園事業 2・2・947号 西宮の沢ちびっこ公園
(3) 事業の施行期間	平成14年5月24日から平成15年3月31日まで
(4) 事業地	札幌市手稲区西宮の沢2条4丁目地内
ア 収用の部分	なし
イ 使用の部分	なし
4(1) 施行者の名称	札幌市
(2) 都市計画事業の種類及び名称	札幌圏都市計画公園事業 2・2・926号 屯田やよい公園
(3) 事業の施行期間	平成14年5月24日から平成15年3月31日まで
(4) 事業地	札幌市北区屯田町地内
ア 収用の部分	なし
イ 使用の部分	なし

北海道告示第 924 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条第4項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成14年5月24日

北海道知事 堀江 洋

- | | | |
|-----|---------------|-----------------------------|
| 1 | 施行者の名称 | 西いぶり廃棄物処理広域連合 |
| 2 | 都市計画事業の種類及び名称 | 室蘭圏都市計画公園事業 5・3・3号 西いぶり総合公園 |
| 3 | 事業の施行期間 | 平成14年5月24日から平成17年3月31日まで |
| 4 | 事業地 | |
| (1) | 収用の部分 | 室蘭市石川町及び伊達市南黄金町地内 |
| (2) | 使用の部分 | 室蘭市石川町及び伊達市南黄金町地内 |

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師の研修及び業務従事者の講習を次のとおり指定した。

平成14年5月24日

也 遣 垣 知 道 海 北

- | | | |
|-----|-------------------|--|
| 1 | 研修及び講習の名称 | クリーニング師研修及び業務従事者講習 |
| 2 | 主催者 | 財団法人全国生活衛生営業指導センター |
| 3 | 研修及び講習の開催年月日及び開催地 | |
| | 平成14年6月16日 | 小樽市（研修・講習） |
| | 平成14年8月4日 | 旭川市（研修・講習） |
| | 平成14年10月6日 | 北見市（研修・講習） |
| | 平成14年11月17日 | 札幌市（研修・講習） |
| 4 | 受講料 | |
| (1) | クリーニング師の研修 | 1人 5,000円 |
| (2) | 業務従事者の講習 | 1人 4,500円 |
| 5 | 申込先 | 財団法人北海道生活衛生営業指導センター
(札幌市中央区北1条西2丁目) |

次のとおりプロポーザルの提出を要請する。

平成14年5月24日

北海道知事 菅 井

1 業務概要

- (1) 業務名 森林機能高度化促進事業調査業務
 - (2) 業務内容 網走川・常呂川流域の森林の機能を評価し、その内容を地域住民に理解してもらうとともに、この流域での森づくりに向けた分かりやすい指針を作成するため、森林の現状と保水性、河川の透視度等の調査を行う。
 - (3) 履行期限 平成14年10月31日（木）
- 2 参加資格及び選定基準
- (1) フロポーザルの提出業者に要求される資格
 - ア 民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利法人その他の法人又は法人以外の団体であって委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する者で、道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有するものであること。
 - イ 原則として、過去3年間に於いて国又は地方公共団体と同一又は類似の事業を契約締結し、確実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも業務を実施する実力があり、かつ、確実に履行できる見込みのある者を含む。
 - ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - エ 事業費に占める人件費の割合がおおむね8割以上であること及び事業に従事する全労働者数に占める新規雇用の失業者数の割合がおおむね4分の3以上であって新規雇用の1人平均の実労働日数（計画）がおおむね45日以上あること。
 - オ 新規雇用の募集については、原則としてハローワークに対する求人申込みにより行うこと。
- (2) 選定基準
- ア 新規雇用の創出
 - イ 新規雇業者数・雇用期間及び新たな雇用の可能性
 - エ 業務処理体制
 - ウ 本業務を実施するための体制等
 - カ 類似事業の実績
 - キ 本業務と類似する業務の実績
 - ク 企画提案の内容
 - コ 調査内容の妥当性及び業務実施計画の効率性・妥当性
- 3 手続等
- (1) 担当部課
- 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部森林計画課（計画調査係）
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 535

フアクシミリ 011 - 232—1295 (2) プロポーザル説明書の交付期間、交付場所及び交付方法 平成14年5月24日（金）から6月3日（月）まで （土曜日及び日曜日は除く。交付時間は午前9時から午後5時まで） 交付場所は、(1)に同じ。 直接交付する（郵送はしない。）。 (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法 平成14年6月4日（火） 午後4時まで 提出場所は、(1)に同じ。 持参、郵送（書留郵便に限る。）又はフアクシミリによる。 持参以外の提出方法による場合は、事前に電話連絡すること。 (4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法 平成14年6月18日（火） 午後5時まで 提出場所は、(1)に同じ。 持参すること。 4 その他 (1) 契約書作成の要否 要 (2) 関連情報入手するための照会先 3の(1)に同じ。 (3) その他 企画提案書に関するヒアリングを実施する。詳細は、企画提案説明書によること。 次のとおりプロポーザルの提出を要請する。 平成14年5月24日 1 業務概要 (1) 業務名 みどりのIT活用推進事業 (2) 事業内容 道が保有する、みどりのデータベースから212市町村の区域ごとにデータを抽出し、GIS（地理情報システム）により分析・処理することにより、みどりの面積や分断化の状況などを数値化し、他市町村との比較等の評価を行う。 (3) 履行期限 平成15年2月28日（金） 2 参加資格及び選定基準 (1) プロポーザルの提出者に要求される資格	
ア 道内に本社又は営業所を有する事業者であること。 イ 過去3年間に国又は地方公共団体からGIS（地理情報システム）を使用したデータ処理業務を受託し、確実に履行した実績を有すること。 ウ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）の規定に基づく指名停止期間中でない者であること。 (2) プロポーザルの選定基準 ア 緊急地域雇用創出特別対策推進事業としての条件の満足度 総事業費に占める人件費の割合（80%以上） 事業に従事する全労働者に占める新規雇用の失業者の割合（75%以上） 新規雇用の失業者1人平均の計画実労働日数（45日以上） イ 業務処理体制 責任者を含む実施体制等 ウ 企画提案の妥当性 市町村別分析結果の出力レイアウト等 3 手続等 (1) 担当部局（連絡・照会先） 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部森林環境室森林活用課みどり対策グループ 主査 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 825 フアクシミリ 011 - 232 - 4142 (2) 説明書の交付期間、場所及び方法 平成14年5月24日（金）から31日（金）（土曜日及び日曜日は除く。交付時間午前9時から午後5時まで）まで 交付場所は3の(1)に同じ。 直接交付する（郵送はしない。）。 (3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法 平成14年6月3日（月）午後5時まで 提出場所は、3(1)に同じ。 (4) プロポーザル提出要請書の送付 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による。 (5) プロポーザル提出事業者として選定した事業者には、プロポーザル提出要請書を送付する。選定されなかった事業者には文書により通知する。 (6) プロポーザルの提出期限、提出場所及び方法 平成14年6月12日（水）午後5時まで 提出場所は、3(1)に同じ。	

持参すること。
4 その他
(1) 手続において使用する言語、通貨
日本語、日本円
(2) 契約書作成の要否
別途特定した事業者に対して作成する。
(3) 関連情報を入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。
(4) フロポーサルに関する説明
提出されたフロポーサルの内容についてヒヤリングを行う。
詳細は、フロポーサル説明書による。

北海道教育庁石狩教育局告示第7号

北海道教育庁石狩教育局告示第6号

平成14年北海道教育庁石狩教育局告示第6号（特定調達契約（物品の購入）に係る入札の公告）の一部を次のように改正する。
平成14年5月24日

北海道教育庁石狩教育局長 大内 主 計

- 1の(1)のウの事項中「平成14年7月26日（金）」を「平成14年8月5日（月）」に改める。
1の(2)のアの事項中「平成13年北海道告示第19号」の次に「又は平成14年北海道告示第9号」を加える。
1の(3)のアの(ア)の事項中「平成14年5月14日から6月7日」を「平成14年5月24日から6月14日」に改める。
1の(5)のイの事項中「平成14年6月25日（火）」を「平成14年7月4日（木）」に、「平成14年6月24日」を「平成14年7月3日」に改める。
1の(11)のBの事項中「June, 25」を「July, 4」に、「June, 24」を「July, 3」に改める。
2の(1)のウの事項中「平成14年7月26日（金）」を「平成14年8月5日（月）」に改める。
2の(2)のアの事項中「平成13年北海道告示第19号」の次に「又は平成14年北海道告示第9号」を加える。
2の(3)のアの(ア)の事項中「平成14年5月14日から6月7日」を「平成14年5月24日から6月14日」に改める。
2の(5)のイの事項中「平成14年6月25日（火）」を「平成14年7月4日（木）」に、「平成14年6月24日」を「平成14年7月3日」に改める。
2の(11)のBの事項中「June, 25」を「July, 4」に、「June, 24」を「July, 3」に改める。

北海道選挙管理委員会告示第72号

平成8年北海道選挙管理委員会告示第59号（個人演説会等の施設の指定）の一部を次のように改正する。
平成14年5月24日

平成14年5月24日

「同 同 納内町3丁目10番3号 北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之
ニテイセン ター を割り、

「平13. 6. 4 同 同 音江町字 深川市ぬく 同 66 55
向陽100番地1 もりの里向 陽館

平 8. 5. 24 富良野市春日町 勤労青少年 長 253 180
12番6号 ホーム

「平13. 6. 4 同 同 音江町字 深川市ぬく 同 66 55
向陽100番地1 もりの里向 陽館

平14. 4. 8 同 1条9番 深川市経済 センター多 同 347 231
19号 目的ホール

同 同 4条9番 深川市民交 流センター 多目的ホー ル 同 199 60
40号

平 8. 5. 24 富良野市春日町 勤労青少年 長 253 180
12番6号 ホーム

北海道選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の2第1項の規定による政治団体の設立の届出の告示（平成11年北海道選挙管理委員会告示第95号）の一部を次のとおり訂正する。

平成14年5月24日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

「政党の支部であるか否かの別 政治団体の名称 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 会計責任者の届出先を（平成11年5月分）

同 鍛冶敏夫後援会

深川市多度志町多度志227 - 29

鍛冶 敏夫 高田 道夫 空知支所、

（平成11年5月分）

政党の支部であるか否かの別 政治団体の名称 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 会計責任者の届出先に改める。

同 鍛冶敏夫後援会

深川市多度志町多度志227 - 29

鍛冶 敏夫 高田 道夫 空知支所、

北海道選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定に基づく政治団体の収入及び支出に関する報告書について、自由民主党北海道第六選挙区支部の会計責任者 菅原 範明 から訂正の報告があったので、同法第20条の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要

旨の公表（平成14年北海道選挙管理委員会告示第35号）の一部を次のとおり訂正する。

平成14年5月24日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康之

「1. 収入及び支出のある団体

(1) 総括表

政治団体の名称 (資金管理団体届出者・公職の種類)	報告年月日	収入・支出の総額				翌年 繰越額	収入の内訳							事業収入	借入金	
		収入 総額	前年 繰越額	本年 収入額	支出 総額		党員・会費			寄付			附			
							党員 額	員 数	個人分 (特定寄付)	法人 その他の 団体分	政治 団体分	小計 (あっせん)	政党匿名			合計
12年分																
上川支所 (政 党)																
自由民主党北海道第六選挙区支部	13. 8. 29	63,224,627	1,249,128	61,975,499	62,879,001	345,626	2,771,500	612	2,408,000	23,977,828	12,181,685	38,567,513		38,567,513	1,286,000	4,100,000

支出				の内訳										資産等	
本部・支部からの交付金	その他の収入	経常経費			政治選挙関係費	活動費				調査費	寄付金	その他の経費	(本部支部への交付金)		
		人件費	光熱水費	消耗品費		組	織	機	関						
						活動費	関係費	機関誌紙の発行	その他の事業費	小計	研究費	交付金	経費		

7 講 習 業 務 の 委 託	本講習は、社団法人北海道警備業協会（札幌市北区北7条西2丁目8番地）に委託して実施する。
訓 練 本 部 長	

北海道警察本部告示第80号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成14年5月24日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量
交通反則納付書 365,600組
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 限 平成14年7月10日
- (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する印刷物の製造の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- 3 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
- 4 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部1階入札会場
 - (2) 入 札 日 時 平成14年6月6日 午後2時
 - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 - (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
 - (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 - (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

「同	同	花本建設(株)	670,000	同	に改め、 」
同項に次のように加える。					

自由民主党北海道 第六選挙区支部	法 人 その他	(医)深和会江別病院	360,000	江別市
---------------------	------------	------------	---------	-----

訓 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第47号

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の6第2項に規定する機械警備業務管理者に係る平成14年度の講習を次のとおり実施する。

平成14年5月24日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

- 1 実 施 期 日、場 所 等
 - (1) 実施期日、場所、定員等
機械警備業務管理者講習
平成14年7月9日（火）から12日（金）までの4日間
札幌市北区北7条西1丁目2 - 6
NSSニュースター札幌
90人
 - 工 定 員
90人
 - 才 受 講 申 込 受 付 期 間 平成14年6月10日（月）から14日（金）までの5日間
 - (2) 講 習 時 間 午前8時30分から午後5時までとする。
 - 2 講 習 修 了 考 査 の 実 施 講習の最終日に講習修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。
 - 3 受 講 申 込 要 領
 - (1) 受講希望者は、住所地又は勤務先等の所在地を管轄する警察署に、講習受講申込書2通を提出すること。
 - (2) 受講申込人員が受講定員（90人）を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。
 - 4 受 講 受 付 の 日 時 及 び 場 所 受講受付は、当該講習初日の午前8時30分から午前9時までの間、講習の実施場所で行う。
 - 5 受 講 手 数 料 等 受講申請をするとき（受講受付の際）に、3万8,000円相当額の北海道収入証紙で納付すること。
 - 6 携 行 品 筆記用具、印章（朱肉を使用するものに限る。）、講習案内書を携行すること。

第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札

- (1) 郵便による入札は、認めない。
- (2) 電報による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所 で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

10 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- イ 所 在 地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

平成十四年五月二十四日

金曜日

一七〇

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印 編 発

刷 集 行

富 北
士 海
プ 道
リ 総
ン 務
ト 部
株 法
式 制
会 文
社 書
道 課